

## 会議録（１）

会議の名称	平成 28 年度第 4 回飯能市都市計画審議会
開催日時	平成 29 年 3 月 28 日（火） 開会 午前 10 時 00 分 閉会 午前 10 時 50 分
開催場所	飯能市役所本庁舎別館 2 階 会議室 1
議長氏名	宮下 清栄
出席委員	熊田 俊郎 吉田 勝紀 矢島 巖 双木 廣治 町田 智 武藤 文夫 野田 直人 加涌 弘貴 金子 敏江 大津 力 栗原 義幸
欠席委員	なし
説明者等 出席者氏名	市長 大久保 勝 建設部参事兼まちづくり推進課長 粕谷 平蔵
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員 職氏名	建設部まちづくり推進課 副参事 吉田 昌弘 建設部まちづくり推進課 主任 小見山 亮 建設部まちづくり推進課 主事補 金子 延華



## 会議録（３）

発 言 者	発 言 内 容
副参事	(10:00 開会)
	お待たせいたしました。本日の出席委員は12名でございます。 都市計画審議会条例第7条第2項の規定に基づく定足数1/2に達しておりますので、只今から都市計画審議会を開会させていただきます。本日の議事案件につきましては、公開対象としておりますのでご承知おき願います。
	開会にあたりまして、宮下会長からご挨拶を頂戴します。
会 長	(挨拶)
	ありがとうございました。
市 長	続きまして、市長からご挨拶を申し上げます。
	(挨拶)
副参事	(市長から会長へ諮問書を伝達)
	(諮問書伝達後、市長退席)
議 長	ありがとうございました。
	資料の確認をさせていただきます。
	(別添資料の確認)
建設部参事	飯能市都市計画審議会条例第7条第1項により、会長に議長をお願いいたします。
	議事に入らせていただきます。
	本日の署名委員に熊田委員、大津委員を指名します。
建設部参事	議事第1号「飯能市都市計画マスタープランの改訂について（諮問）」を議題とします。事務局から説明願います。
	(資料に基づき説明)
	都市計画マスタープランは、市の都市計画に関する基本的な方針として定めるもので市の総合振興計画や県が定める、都市計画区域のマスタープランである都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即し、まちづくりの基本的な方向性を示すものです。
	飯能市においては、平成11年3月に「飯能市都市計画マスタープラン」を策定して、その後、「第4次飯能市総合振興計画」との整合を図るため、平成21年3月に一部を改訂しました。
	昨年4月に「第5次飯能市総合振興計画」がスタートしたことに伴い、まちづくりの方向性は変更せず、総合振興計画の表現に合わせる、文言修正を中心とした改訂を行いました。
	この度、飯能市都市計画マスタープラン改訂版 平成29年3月(案)を作成しましたので付議するものです。
	まず、計画期間について、都市計画マスタープランは、概ね20年後を見据えて定める計画で、次期総合振興計画である第6次飯能市

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
建設部参事	<p>総合振興計画の目標年次を想定し、平成 29 年度から平成 47 年度までの計画としております。</p>
	<p>次に、計画の位置づけについて、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、総合振興計画などの上位計画に即して、概ね 20 年後の飯能市を見据えて定めるものとなっております。</p>
	<p>国の技術的助言である都市計画運用指針では、都市計画マスタープランについて、「まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく総合的に定め市町村自ら定める都市計画の方針として定める。</p>
	<p>事項の羅列にとどまらず、その相互関係にも留意し、市町村の定める具体の都市計画についての体系的な指針となるように定める。」と、記載しています。</p>
	<p>次に、改訂理由について、平成 21 年 3 月に改訂した、現在の計画である「飯能市都市計画マスタープラン改訂版」を見直し、検討した結果、まちづくりの方向性は変更する必要がないため、第 5 次飯能市総合振興計画に即した文言修正を中心として改訂するものです。</p>
	<p>次に、主な改訂箇所及び計画の概要について、資料 1-2 に基づき、説明します。</p>
	<p>飯能市都市計画マスタープランの構成は、現計画と同じです。</p>
	<p>次に、基本理念の将来都市像は、現計画では「共に創る 人と緑かがやくまち」でしたが、改訂案では第 5 次飯能市総合振興計画に合わせ「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」としています。以下、同様に第 5 次飯能市総合振興計画の表現に合わせた文言を整理しております。なお、事例として資料 1-5 に代表例を示しています。</p>
	<p>次に、まちづくり方針図については、資料 1-2 6 頁のとおり、上段の現計画、緑の点線で示す「水と緑のレクリエーション拠点」は、改定案では、第 5 次飯能市総合振興計画に合わせ「水と緑の交流拠点」としております。また、上段の現計画では幹線道路として、市街地幹線道路のほか、計 4 種類で示しておりましたが、改訂案では見やすくするため、図上では主たる幹線道路を示し、詳細なものは地区別の構想で示すようにしております。なお、個々の位置づけは変更しておりません。</p>
	<p>次に、策定スケジュールについて、庁内関係 24 課による庁内調整会議を計 3 回開催しています。また、2 月 21 日、飯能市議会基本条例第 9 条第 2 項に基づき経済建設委員会の正副委員長に改訂内容を</p>

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
建設部参事	説明し、文言整理の改訂であり、軽微と判断できるため、議会協議は不要と判断していただきました。
	2月24日から3月7日までパブリックコメントを実施しました。
	主な意見は資料1-4のとおりであり、3の意見を反映し、福德寺を地域資源として明記し、それ以外の意見は関係各課に伝え、今後の参考としております。
	本日、答申をいただきましたら、4月3日に公表する予定です。
	説明は以上です。
議 長	説明は以上ですが、ご質問等ございますか。
委 員	用途地域見直しの計画はありますか。
建設部参事	飯能大河原線の整備に伴い、沿道用途を変更するほか、川寺上野線の沿道用途が計画変更前の道路線形に合わせた形になっているため現況に合わせる必要があります。また、土地区画整理事業地内においても、事業完了時には、用途の見直しが必要となります。
委 員	東飯能駅東口周辺の商業地域への用途変更について検討願います。
建設部参事	今回のマスタープランでは、個別具体的な検討はしておらず、今後都市計画基礎調査などの結果を踏まえ、検討します。
委 員	計画の中にメツアの表記が多くありますが、開園に向けた工事の進捗は分かれますか。
建設部参事	詳細については、直接の担当課ではないので把握しておりません。
委 員	名栗地区と吾野地区をつなぐ地域連携軸について、以前トンネル化の計画があった県道の拡幅整備状況についてはどうなっていますか。
建設部参事	地域連携軸としての位置づけは道路公園課に確認し、変更しておりません。なお、ご指摘の拡幅工事等については把握しておりません。
委 員	都市計画マスタープランに記載する計画は具体的にいつ実施するのですか。また、実施にあたり県との連携はありますか。
建設部参事	都市計画マスタープランは、まちづくりの方向性を示すもので、実施の時期までは明記しておりません。また、県との連携については、道路整備を促進するといった表記にしています。
委 員	都市計画マスタープランの人口推計はどのように出していますか。
建設部参事	第5次飯能市総合振興計画の策定時に使用した推計を準用しています。
委 員	都市計画マスタープランの策定に際し、近隣市との調整はどのようになっていますか。
建設部参事	都市計画マスタープランは市ごとに計画しており、近隣市と協議することはありません。各市で定める計画期間が異なることも1つ

## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
建設部参事 委 員	理由としてあります。 都市計画マスタープランで、農業振興の位置づけはどうなっていますか。
建設部参事 委 員	都市計画マスタープランは、都市的土地利用の方針を示すもので、農業振興策に関する計画は示しておりません。 都市計画マスタープランの市民に対するPRはどのように計画していますか。
建設部参事 議 長	4月3日にホームページに公表する予定です。その後のPRについて、今後より効果的な方法を検討します。 他にご質問等はございますか。 無いようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。 議事第1号「飯能市都市計画マスタープランの改訂について」について、原案どおり可決することをご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
副参事	異議が無いようですので、原案通り可決することといたします。 事務局は会議終了までに答申書を作成してください。以上で議事を終了とし進行を事務局へお返しします。ありがとうございました。
会 長 副参事	ありがとうございました。 先ほど、ご決議いただきました諮問事項につきまして、答申書を会長から建設部参事へお渡しいただきますようお願いいたします。 (「答申書」朗読 建設部参事に渡す)
	ありがとうございました。 次に、次第4、「その他」でございますが、事務局から1点連絡させていただきます。 本年度、第3回の都市計画審議会において、報告いたしました飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の改正について、3月議会で議決いただき、3月16日に公布、施行されましたのでご報告いたします。 事務局からの報告は以上ですが、委員の皆様から何かございますか。 (なしの声あり)
建設部参事 副参事	無いようですので、以上で本日の会議を終了させていただきます。 閉会にあたり、建設部参事兼まちづくり推進課長からご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
	ありがとうございました。以上をもちまして、会議の全てを終了とさせていただきます。 本日は、お忙しい中、ありがとうございました。 (10:50 閉会)

議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_